

令和8年度 大阪市健康づくりプロモーション事業企画運営業務委託仕様書

1 事業名称

令和8年度 大阪市健康づくりプロモーション事業企画運営業務委託

2 事業目的

大阪市では、「[大阪市健康増進計画 すこやか大阪21](#)（※1）」において「すべての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念として掲げ、健康寿命の延伸を全体目標に、がん検診など各種検診事業の受診率向上や[食育の推進](#)（※2）といった様々な施策に取り組んでいます。

本業務は、これらの健康増進に関する取組みの認知度向上や、継続的な健康活動に向けた意識の醸成、ヘルスリテラシーの向上を目的とし、市民が日々の健康増進活動につながる具体的な行動変容を促すことで、健康寿命の延伸と活力ある健康都市大阪の実現を目指すものです。加えて、健康を意識し、行動できている市民の割合（※3）を令和10年度に33%、令和16年度には40%へ向上させ、市民が将来にわたって健康に暮らせるまちを目指します。

※1 <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018666.html>

※2 <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000612068.html>

※3 令和6年度WEBアンケート調査結果 30.6%

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

大阪市内

5 事業概要

①ヘルスリテラシーの向上を図るイベント企画等運営業務

②健康づくり事業の各種取組みを推進する広報業務

③各プロモーション業務の効果検証及び報告

上記内容について、多様な内容・手法によるプロモーションを行い、大阪市民の健康増進に対する意識の変化や健康行動の継続、各事業におけるターゲットや目標（KPI）を定め、行動科学等のエビデンスに基づき、行動変容やヘルスリテラシーが向上する企画提案及び事業実施を行う。

6 受注者の役割

（1）事業企画

本事業を円滑かつ適切に実施し、事業目的を達成する企画を行うこと。

（2）事業運営と進捗管理

事業目的の達成に向けた計画の検討、事業運営及び進捗管理を行うこと。

事業の詳細は「7 業務内容」を参照すること。

(3) 事業に必要な体制・資材、会場等の手配と確保

本事業に必要な人員、会場及び資材等の手配と確保を行うこと。行動科学等専門家の知見については、適宜確認できる体制を構築すること。

事業の詳細は「7 業務内容」を参照すること。

(4) 全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

ア 本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、大阪市関係部局をはじめとした関係行政機関、関係者等と調整を行うこと。

イ 各種手続き

本事業開催に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受注者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受注者の負担とする。また、本市が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

ウ 業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書（業務スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、市に提出すること。

エ 打合せの実施

本市と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

(5) 事業広報ツールの作成及び発信

イベント企画については市民の参加意欲を高めるため、LP サイト（受注者の作成運営）から市ホームページへの誘導、Web・サイネージ広告、SNS の活用等を実施。コンテンツの制作や検討は受注者が実施すること。

(6) 事業報告

各事業における効果検証と本市施策の課題や解決策等次年度以降に向けた提言をまとめ、報告すること。

7 業務内容

(1) ヘルスリテラシーの向上を図るイベント企画運営業務

本市では健康づくりに関する様々な取組みを行っているが、検診受診率の低さなど十分な取組み成果が出ていないと分析している。このことから、ヘルスリテラシーの向上や健康増進活動に対する行動変容を促す効果的なイベント企画を実施すること。

○イベント企画（契約期間中 1 回実施。※複数回実施も可。）

ア コンテンツ内容

- ・ 健康増進につながるイベント形式とし、「すこやか大阪 21」の主な取組みの中からコンテンツを検討し、一般市民向けの内容とすること。
- ・ 参加者規模 1,000～2,000 人
- ・ 自らの健康状態に关心を持ってもらえるような体験型コンテンツを設けること

とし、当該コンテンツについては、参加者が自分の健康状態をチェックできるツール（例；血管年齢や野菜摂取量の測定）などを想定。

- ・女性の健康をテーマとしたブース設置を行うこと（例：女性特有のがん、骨粗しょう症、栄養指導等）
- ・来場特典やノベルティ、著名人の招聘等、市民の参加意欲を高める仕掛けを講じること。
- ・本市職員が運営するブースを適宜設けること。
- ・健康増進に係る意識の変化に対する質問等アンケート調査を実施し、報告すること。

イ 運営体制及び会場準備

- ・必要な人員、設備など運営体制、必要な資材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。
- ・会場は、より多くの市民に訴求できるエリアを選定すること。アクセスのよい市内中心地等が望ましい。
- ・イベント以外の目的で会場付近のエリアを訪れる市民等が、当該イベントに足を運んでもらえるような仕掛けを検討すること。
- ・施設管理者及び他の施設使用者と必要に応じて諸調整（費用負担、イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法を始め各種関係法令等の諸調整を含む。）を行うこと。
- ・会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう導線などを検討すること。
- ・会場におけるバリアフリー対応等、障がい者等への対応を検討し実施すること。
- ・十分な安全対策及び安全管理（感染症対策、熱中症対策、防災・防犯対策等）を行うために必要なスタッフを配置し、事故を防止すること。
- ・円滑な運営のために必要な進行表及び会場図面をあらかじめ作成し、本市と協議のうえ決定すること。
- ・対象者が来場したいと思う会場設定、レイアウト、デザイン、キャッチコピー等を企画のうえ運営すること。
- ・集客が見込める既存イベントへの参加も可とする。

ウ イベント PR 及び広報

- ・イベントのメインビジュアル、チラシ（A4両面）、ポスター（B2片面）、SNS掲載画像のデザイン、印刷を行うほか、本市が実施する広報への情報提供等適宜協力すること。
本市が必要とする印刷部数の目安（A4チラシ：4,000部、B2ポスター：100部）
- ・当該イベントにかかるLPサイトを作成し、大阪市域を中心にSNSやWeb広告等で広報するほか、各種メディアに幅広く取り上げられるように努めること。

エ その他

- ・開催日は、多くの市民の来場が見込める土曜、日曜、祝日を基本とする。
- ・著名人やタレント等イベント出演にかかる諸調整は受注者が行うものとする。
- ・参加型イベント等で事前申込制とする場合は、参加者が申込みしやすいよう、募集方法及び適切な募集受付・受付管理に十分留意すること。

- ・ 参加者の事故、実施会場や備品等の破損に対応できる損害保険に加入すること。
- ・ イベントに関する市民等からの問い合わせ先は受注者において設け、メール及び電話対応すること。
- ・ 来場者数や目標達成状況、広報の状況等、各イベントにおける事業効果について検証し、当日の実施状況を記載した報告書とともに記録写真データをあわせて納品すること。
- ・ 天候等で当初予定していたイベントが実施できない場合は、同規模の代替イベントの企画運営を検討すること。

○セミナー企画（契約期間中2回）

ア コンテンツ内容

- ・ 2回のセミナー企画の内1回は「睡眠・休養」をテーマとしたセミナーアイベントとすること
- ・ 参加者規模 各回 300～500人
- ・ テーマに沿った講師を招聘し、講演を依頼すること。
- ・ 講演以外にも参加者の行動変容を促すコンテンツを企画すること。
- ・ 各セミナーとも満足度や健康増進に係る意識の変化等に関するアンケート調査を実施し、報告すること。

イ 運営体制及び会場準備

- ・ 上記イベント企画のイ 運営体制及び会場準備の各項目に準じて運営すること
- ・ 会場について、2回のうち1回は本市関連施設である最大300人程度収容できるホールを指定する予定であるため、その際は本市と協議の上実施すること。
- ・ 本市関連施設を利用する場合、原則として会場、イス、机、音響機材の使用は無料となるが、その他セミナー開催にあたって必要な資機材は受注者負担により持ち込むこと。

ウ セミナーPR及び広報

- ・ 上記イベント企画のウ イベント PR 及び広報の各項目に準じて運営すること。

エ その他

- ・ 上記イベント企画のエ その他の各項目に準じて運営すること。

（2）健康づくり事業の各種取組みを推進する広報業務

- ・ すこやか大阪21の各取組み分野をはじめとした、健康づくり課における各事業について、デジタル媒体を中心とした広報を展開すること。
具体的には、がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、食育等についてWeb広告等による効果的なプロモーションを展開すること。
- ・ 特にがん検診の本市HP（下記URL）に誘導する広告は必須とする。※ディスプレイ広告を想定（<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000008503.html>）
- ・ 広告期間は、P5スケジュールイメージを参考に、各事業の適切な広告期間を提案すること。
- ・ 各事業のターゲティングを行い、広告ビジュアルの作成や配信のタイミングなど、より多くの方の目に触れるよう工夫すること。

- ・ Web 広告の配信状況については本市の求めに応じ詳細なレポートを提出することとし、各媒体で最適な配信ができるよう務めること。

（3）実施した各プロモーション業務の効果検証及び報告

- ・ 事業全体の効果検証及び市民の実態把握として、プロモーションの各事業が一定終了する翌年1月～2月をめどに、健康に意識した行動の実施状況等 Web モニターアンケート調査を実施すること。
- ・ アンケート調査の対象は、大阪市民の実態を把握することを目的に、統計学的視点を踏まえたサンプル数を確保し、年代や性別等は大阪市の人団分布となるように設定すること。
- ・ アンケート調査項目については本市と協議の上、決定すること。
- ・ 各事業における効果検証と実績報告、また、本市施策の課題や解決策等次年度以降に向けた提言をまとめて報告すること。

8 事業実施体制

受注者は、統括責任者を配置して、本事業に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本事業全体を一貫して適切に統括すること。なお、本市との連絡調整の窓口となる者については、過去に類似業務または同規模の業務で管理者としての役割を果たした実績がある者とする。

スケジュールイメージ

	4月	5月	6月	7～8月	9月	10～12月	1～3月
関連月間			・食育月間 ・歯と口の健康週間 (上旬)	・野菜の日 (8/31)	・健康増進普及月間 ・がん征圧月間	・いい歯の日 (11/8)	・女性の健康週間 (3月上旬)
1 イベン ト業務	打合 せ ・ 取組 項目 確定				イベント・セミナー 開催		
2 広報 業務				LP、HP 用各種バナーの作成・運用・広報			
3 効果 検証				Web 広告実施		効果検証	
							Web 調査 事業報告

※内容については、企画提案や事業進捗等を踏まえ適宜協議のうえ変更する。

9 事業報告及び納品物

受注者は、事業終了後、令和9年3月31日までに大阪市健康局健康推進部健康づくり課あて、以下の成果品等を提出すること。事業の進捗状況については、隨時報告を求めることがある。(詳細は別途協議とする。)

- (1) 業務に関して作成したすべての成果品 DVD等に格納したもの1部

※集客イベントの様子や全体像が分かる録画や撮影データ、各種広報媒体のデータ等を提出すること。

- (2) 実施報告書

電子データ(DVD等)及び紙媒体(1部)

※提出にあたっては、(1)(2)ともにウイルスチェックを行うこと。

10 企画提案を求める内容

- (1) 「7 業務内容」の(1)～(2)の取組み(複合的な実施も可)について、企画提案者の持つノウハウや先進的な手法等を活かした効果的・効率的なプロモーション的具体的な実施方法。(ターゲット層・業務目標(KPIの設定)、その理由も明らかにすること)

- (2) 「7 業務内容」の(3)を踏まえた事業全体と各事業の具体的な効果検証方法

- (3) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

事業実施体制及び人員(配置する人員数や、資格・技術など)、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みにかかる提案に加え、類似事業の実績(過去5年以内)について提示すること。

なお、ここでいう類似事業とは、本業務が目標とする同規模の健康づくり関連のイベント運営業務又は広報啓発業務とする。

11 事業実施にあたっての留意点

- (1) 事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (2) 受注者は、事業開始時までに事業計画書(スケジュール)を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、本市及び大阪府、その他関係機関等との連携を密にし、必要に応じて情報交換を行うほか、各実施機関等が開催するイベントとの共同開催や共同実施にも努めること。

その他関係機関の例

すこやかパートナー：<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000026640.html>

- (4) 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (5) 事業費用はすべて本業務の委託料で賄うこと。
- (6) 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (7) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施のうえ参考様式に基づき報告すること。
- (8) 本事業の執行においては、環境への負担をできる限り抑制し、原則として大阪市グリ

ーン調達方針を遵守するものとする。

- (9) 受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (11) 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- (12) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

イ 発注者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

キ ア～カについて、著作物の譲渡を有期とする場合は、別途本市と協議すること。

- (13) 健康日本21など国の最新の動向も踏まえて業務を進めること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kenkounippon21_00006.html

- (14) 本プロモーション業務の実施に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受注者の責任において行い、適宜手続き内容について報告すること。なお、費用が発生する場合は、受注者の負担とする。また、大阪市が本業務の実施に係る申請や届け出

を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

- (15) インターネット広告によるプロモーションを実施する場合は、大阪市の信用失墜やブランド毀損となるサイトでの掲載は行わないこと。また、アドベリフィケーションを導入するなどして、海賊版サイト等の違法なサイトや、差別的表現が含まれるサイト、誤った情報が多く誤解を与えるようなサイト等不適切なサイトに掲載されることがないよう管理すること。
- (16) 提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

※契約締結後、別途協議にて作成する協議書を基に事業実施すること。

※各事業の効果検証方法については、企画提案書に記載の方法を基本とし、目標の設定及び達成を目指すこと。

12 一括再委託等の禁止について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 その他

- (1) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方とし、業務委託内容及び委託金額について最終決定し契約締結するものとする。
- (2) 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (3) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。

【参考様式】

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用する原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。